

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律施行令（抄）

（平成十三年四月二十五日政令第百七十六号）

（権限の委任）

第七条 次の各号に掲げる農林水産大臣の権限は、当該各号に定める地方農政局長又は北海道農政事務所長に委任するものとする。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

- 一 法第九条第一項 の規定による権限 食品関連事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長又は北海道農政事務所長
 - 二 法第十二条第二項において準用する場合を含む。次項第二号及び第五項第二号において同じ。）、第五項（法第十二条第二項において準用する場合を含む。次項第二号及び第五項第二号において同じ。）及び第六項（法第十二条第二項及び第十七条第二項において準用する場合を含む。次項第二号及び第五項第二号において同じ。）、第十五条第一項及び第二項並びに第十七条第一項の規定による権限 再生利用事業を行う事業場の所在地を管轄する地方農政局長又は北海道農政事務所長
 - 三 法第二十四条第一項から第三項までの規定による権限 食品関連事業者、登録再生利用事業者又は認定事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する地方農政局長又は北海道農政事務所長
- 2 次の各号に掲げる環境大臣の権限は、当該各号に定める地方環境事務所長に委任するものとする。ただし、環境大臣が自らその権限を行うことを妨げない。
- 一 法第九条第一項の規定による権限 食品関連事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方環境事務所長
 - 二 法第十二条第二項において準用する場合を含む。次項第二号及び第五項第二号において同じ。）、第五項（法第十二条第二項において準用する場合を含む。次項第二号及び第五項第二号において同じ。）及び第六項（法第十二条第二項及び第十七条第二項において準用する場合を含む。次項第二号及び第五項第二号において同じ。）、第十五条第一項及び第二項並びに第十七条第一項の規定による権限 再生利用事業を行う事業場の所在地を管轄する地方環境事務所長
 - 三 法第二十四条第一項から第三項までの規定による権限 食品関連事業者、登録再生利用事業者又は認定事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する地方環境事務所長

3～6 （略）